

# (仮称) 小田原市民ホール条例等の制定について

## 第1 基本的事項

### 1 条例等の制定の目的及び背景

本市では、小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」において、先導的施策の一つとして「文化力を高める」を掲げ、市民に愛される芸術文化創造の拠点として(仮称)小田原市民ホールを設置するものです。

この施設は、芸術文化創造の拠点になるとともに、にぎわいを創出し、まちなかの回遊性の向上とまちの活性化に寄与することを目的としています。

このパブリックコメントは、これに伴う(仮称)小田原市民ホール条例及び同条例施行規則の制定について意見を募集するものです。

### 2 (仮称)小田原市民ホールの概要(関連資料参照)

(仮称)小田原市民ホールは、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)地下1階地上4階建て(延べ床面積8,414.20㎡)で、公の施設として設置します。

施設は、大ホール、小ホール、展示室、スタジオ、練習室、ギャラリー回廊等を整備します。

## 第2 (仮称)小田原市民ホール条例等の制定の素案(骨子案)

### 1 (仮称)小田原市民ホール条例等の制定

#### (1) 設置

(仮称)小田原市民ホールは、芸術文化創造の拠点になるとともに、にぎわいを創出し、まちなかの回遊性の向上とまちの活性化に寄与するため設置することとします。

#### (2) 所在地

小田原市本町一丁目138番6ほか

#### (3) 事業

(仮称)小田原市民ホールにおいては、市民の芸術文化創造活動の推進と、まちなかににぎわい創出に寄与する施設運営に関する事業を行うこととします。

#### (4) 開館時間及び休館日

(仮称)小田原市民ホールの開館時間及び休館日は、次のとおりとします。なお、必要があるときは、臨時に開館時間や休館日の変更を行うことができるものとします。

ア 開館時間 午前9時から午後10時まで

イ 休館日

(ア) 毎月第1及び第3月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）

(イ) 12月29日から翌年の1月3日までの日

#### **(5) 使用の手続**

(仮称)小田原市民ホールの各施設のうち、大ホール、小ホール、展示室、スタジオ、練習室、ギャラリー回廊を使用する場合は、市長に申請し、使用の許可を受けるものとします。

また、使用の許可を受けるために必要となる手続きを定めます。

使用許可の申請日は、大ホール、小ホール、スタジオ、展示室は使用期日の1年前から、練習室、ギャラリー回廊は使用期日の6月前からとします。

#### **(6) 使用料**

(仮称)小田原市民ホールの各施設うち、大ホール、小ホール、楽屋、展示室、スタジオ、練習室、ギャラリー回廊を使用する場合は有料とします。

なお、使用する際に入場料等を徴収する場合、又は商品の展示即売を行う場合には所定の金額が加算されます。

また、一定の基準を満たした場合は、減免制度の対象となります。

#### **(7) その他**

(仮称)小田原市民ホールの管理に関し必要な一般的事項（施設の使用許可や制限等）を定めることとします。

## **2 施行期日**

上記の条例の施行期日は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日とします。

[関連資料]

実施設計概要版